

計画作成年度	平成 30 年度
計画主体	盛岡広域鳥獣被害防止対策協議会

盛岡広域鳥獣被害防止計画

＜代表市町及び連絡先＞

担 当 部 署 名 矢巾町役場産業振興課
 所 在 地 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
 電 話 番 号 019-611-2612
 F A X 番 号 019-611-2609
 メールアドレス sangyosinko_n@town.yahaba.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、カラス
計画期間	平成 30 年度～平成 32 年度
対象地域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下 8 市町という。）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 盛岡広域の鳥獣種毎の被害額と被害面積（平成 29 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
ツキノワグマ		被害金額	被害面積
	水稻	273 千円	51a
	果樹	3563 千円	684a
	野菜	487 千円	44a
	飼料作物	16,025 千円	2,071a
	その他（サイレージ等）	1,447 千円	-
	小計	21,795 千円	2,850a
ニホンジカ	水稻	3,256 千円	722a
	豆類	178 千円	76a
	雑穀	45 千円	32a
	果樹	4,110 千円	1,106a
	野菜	1,009 千円	259a
	飼料作物	720 千円	27a
	いも類	1 千円	2a
	工芸作物	130 千円	50a
	小計	9,449 千円	2,274a
イノシシ	水稻	864 千円	80a
	麦類	1 千円	2a
	野菜	14 千円	2a
	いも類	57 千円	4a
	その他	98 千円	0.5a
	小計	1,034 千円	88.5a
ハクビシン	果樹	923 千円	356a
	野菜	400 千円	6a
	小計	1,323 千円	362a
カラス	水稻	2,509 千円	236a
	果樹	3,077 千円	288a
	野菜	3,954 千円	87a
	麦類	250 千円	405a
	豆類	19 千円	15a
	飼料作物	1,600 千円	200a
	いも類	1 千円	3a
	その他	350 千円	-
	小計	11,760 千円	1234a
合計		45,361 千円	6,808.5a

(2) 地域ごとの被害の傾向

・盛岡市

(ツキノワグマ)

4月から10月にかけて出沒。養蜂箱等を狙い圃場への侵入被害が見られ、8月および9月からは果樹(りんご、桃、プラム等)、野菜、飼料作物(デントコーン、牧草等)の被害が発生した。木の実の結実が不良だったため、果樹及び飼料作物の被害が大幅に増加した。人身被害が4件発生し、人里付近への出沒も多くなり、昨年度と比較すると約1.3倍(166件)もの通報が寄せられており、活動域が拡大しているように思料される。

(ニホンジカ)

北上川以東の地域である上米内地区から川目地区、東安庭・門地区から乙部地区を含む都南地域及び根田茂、砂子沢などの中山間地域において被害が顕著であった。水稻や野菜のほか、冬期間におけるりんごの花芽への食害や枝折による被害が相次いでおり、年間を通して被害がある。

(カラス等鳥類)

概ね例年通りの被害状況である。

(ハクビシン)

農作物被害の発生は確認されていないが、市街地等の空き家に住みつき、生活環境被害の件数が増加傾向にある。

(イノシシ)

イノシシによるものと思われる痕跡の情報が伝わってくる。今のところ目立った農作物被害は確認されていないが、引き続き警戒しているところである。

・八幡平市

野生鳥獣による農作物被害は、そのほとんどがツキノワグマやカラス、キジバト、ドバトによるものである。

(ツキノワグマ)

6月から10月にかけて、特にデントコーンやスイートコーンの食害が多い。被害地域は山間部や人里周辺が中心であるが、人里や観光地での出沒が確認されるようになり、人的被害が懸念される。

(カラス等の鳥類)

水稻、豆類、スイートコーン、その他果菜類等への被害が多く、特にカラスは、ビニールハウスや牧草ロールへの加害も見受けられる。

(ニホンジカ)

出沒頭数は増加傾向にあり、農作物等被害の拡大が懸念される。

(ハクビシン)

被害報告はないが、目撃や被害が確認されており、今後の被害の拡大が懸念される。

・滝沢市

(ツキノワグマ)

農作物被害は、北部及び西部に集中しており、牛の飼料作物への被害が顕著である。また、配合飼料やバンカーサイロなどの被害も多く報告されている。

(カラス)

農作物被害は広範囲に渡っており、一つ一つの被害面積はそれほど広くないが、市内全域で見ると多大な被害となる傾向がある。

(ハクビシン)

モモなどの果樹やトウモロコシの食害が確認されている。

(ニホンジカ)

大きな被害報告はないが、近年目撃情報が寄せられており、水稻や授記の食害が増える可能性がある。

・雫石町

(ツキノワグマ)

山に食べ物が少なくなる5月頃から9月頃にかけて人里近くに現れ、牛舎の牛の飼料をはじめ、畑作では飼料作物（デントコーン）、スイートコーン、みつばの新芽や登熟期の稲やそばの実を食害する事例が多くみられる。ここ数年1年置きに出没件数が増加する傾向があり、夜間庭先を往来している報告を受けているほか、中心市街地にある農地でも、食害や足跡の報告があるため、町民等への人的被害が懸念される。

(ニホンジカ)

水稲圃場に侵入し生育期から収穫期までの食害などが近年散見されている。特に生育中期における食害が著しいほか、牧草の2番草での食害が目立つ。また、ニホンジカは中心地の車道上で車にはねられて発見されるケースや、北部の草地で目撃されていることから生息域が町内全域に広がっており被害拡大が懸念される。

(ハクビシン)

トマトやいちご、スイートコーンを食害するほか、納屋などに侵入し、糞尿による被害があり、農作物の被害状況等から生息数はかなりの頭数になるものと思われる。

(カラス)

雫石町全域において農作物への被害が確認され、特にスイートコーンや果樹へ大きな被害を与えているが、正確な被害実態は把握できていない。

(イノシシ)

平成28年に初めてイノシシが捕獲され、それ以降水稲の踏み荒らし、畦畔の掘り返しなどの被害が確認されている。特に御所地区において、イノシシの生息数及び農作物被害の増加が問題となってきた。

・葛巻町

(ツキノワグマ)

町内全域で4月上旬から被害が発生し、春先からコーンの成熟までデントコーンのサイレージの被害が頻発し、8月中旬の収穫時期からスイートコーンの被害、遅れて乳牛用のデントコーンの被害があり10月中旬のデントコーン収穫時期まで途切れなく被害が継続するなど、人家の脇まで被害があることから人的被害も懸念される。

(ニホンジカ)

出沒頭数は増加傾向にあり、牧草(一番草)の食害が発生している。被害報告はまだ少ないが潜在的被害は相当数あることから人的被害も懸念される。

(カラス)

町内全域においてデントコーン・トウモロコシへの被害や、ロールサイレージのラップシートへの穴をあけ、牛舎に侵入し、牛へのいたづらをして出産前の牛や子牛に被害が確認された。

(ハクビシン)

目撃や被害が確認されており、今後被害拡大が懸念される。

・岩手町

(ツキノワグマ)

被害は町内全域で中山間地を中心に初夏から秋にかけて発生、常態化している。主な被害作物は、スイートコーンと飼料作物である。

(ニホンジカ)

被害は春から秋にかけて川口、東部両地区の丹藤川周辺や御堂地区等の北上山系を中心に発生、拡大傾向にあり生息数の増加が推測される。主な被害は水稲や野菜等に対する食害である。

(カラス)

被害は春から秋にかけて町内全域で発生し、常態化している。内容は水稲や果樹等に対す

るいたずらである。

(ハクビシン)

町内南部で生息を確認。農作物への被害は確認されていないが、今後生息域の拡大が予想され、被害の発生が懸念される。

・紫波町

(ツキノワグマ)

東部、西部地域共に被害が確認され、主な被害は果樹の食害、樹の倒伏となっている。

(ニホンジカ)

主に東部地域で果樹の芽、果実、樹皮の食害が多く確認されている。また、水稻の定植直後の踏み荒らし、刈取直前の食害や踏み荒らしがみられる。

(ハクビシン)

全長広範囲にわたって、果樹、野菜の書育害がみられる。

(イノシシ)

現状で農作物被害は確認されていないが、東部、西部地域で目撃情報があり、被害発生が懸念される。

(カラス)

全町的に、主に果樹への被害がみられる。

・矢巾町

(ツキノワグマ)

西部の中山間地域での被害が顕著であり、主な被害は果樹（りんご、なし）であった。また、当該地域で過去に人身及び家畜への被害も発生し、市街化地域及び隣接地区での出没もあり、危険な状態になっている。

(カラス)

矢巾町全域で水稻を中心とした被害が発生している。また、市街地にも大量に飛来しており、糞等による環境的被害及び人的被害も発生している。

(ハクビシン)

果樹及び野菜を中心とした被害が多発している。生息範囲も急速に拡大しており、被害区域も拡大している。

(ニホンジカ)

現在は被害が確認されていないが、近隣市町で被害が発生しており、例年目撃事例が数件ある。

(イノシシ)

現状で被害は確認されていないが、近隣市町で被害が発生しており、過去に1件の目撃事例がある。

(3) 被害の軽減目標

ツキノワグマ

指標	現状値（平成 29 年度）	目標値（平成 32 年度）
被害金額	21,795 千円	17,407 千円
被害面積（水稻、果樹、野菜、飼料作物、 その他（養蜂箱、サイレージ））	2,850a	2,280a

ニホンジカ

指標	現状値（平成 29 年度）	目標値（平成 32 年度）
被害金額	9,449 千円	7,559 千円

被害面積（水稲、豆類、雑穀、果樹、野菜、イモ類、工芸作物、飼料作物、その他）	2, 274a	1, 819a
--	---------	---------

イノシシ

指標	現状値（平成 29 年度）	目標値（平成 32 年度）
被害金額	1, 034 千円	1, 034 千円
被害面積（水稲、麦類、野菜、いも類、その他）	88. 5a	88. 5a

ハクビシン

指標	現状値（平成 29 年度）	目標値（平成 32 年度）
被害金額	1, 323 千円	1, 058 千円
被害面積（果樹、野菜）	362a	289a

カラス

指標	現状値（平成 29 年度）	目標値（平成 32 年度）
被害金額	11, 760 千円	9, 408 千円
被害面積（水稲、豆類、麦類、果樹、野菜、イモ類、飼料作物、その他）	1, 234a	987a

目標は 20%の被害額及び被害面積の減少(イノシシ以外)

（４）従来講じてきた被害防止対策

本協議会は今年度から設立されたもののため、今年度から 8 市町の各地域協議会と連携し、広域での被害防止対策を行っていく。

（５）今後の取組方針

盛岡広域鳥獣被害防止対策協議会では以下の取組みを行う。

- ①矢巾総合射撃場を狩猟免許取得に向けた教習に活用することで、8 市町管内の有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、育成する。また、既存の狩猟者を対象とした捕獲技術向上研修会等を開催することにより、狩猟者の技術向上を図る。
- ②被害防止対策に携わる技術指導者対象の研修会を開催し、被害発生及び被害拡大の防止に係る知識を持った技術指導者を育成することによって、各地域での被害防止対策の支援を行う。
- ③協議会構成員内で被害状況や被害防止対策、有害捕獲に係る情報交換や野生鳥獣の生態、被害防止のための研修会を開催し、各地域での被害防止活動の一助とする。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

8 市町が実施する有害鳥獣捕獲活動に係る情報交換と複数市町が連携した有害鳥獣捕獲活動の実施に向けた調整を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 30 年度	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス	① 8 市町の地域協議会と関係機関内で有害鳥獣捕獲活動に係る情報交換会を開催し、活動の連携について検討を行う。
平成 31 年度		② 捕獲技術向上研修会を開催することによって、8 市町の有害鳥獣捕獲の担い手の技術向上を図る。
平成 32 年度		③ 各市町の地域協議会と連携し、有害捕獲活動への住民の理解を促す。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

8 市町毎の捕獲計画に対して、情報交換会や研修会を通して支援を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ツキノワグマ	独自での捕獲頭数は設定せず、必要最小数の捕獲とする。		
ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス	必要に応じて 8 市町ごとに頭数を設定し、可能な限り捕獲する。		
捕獲等の取組内容			
8 市町のそれぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて実施する。			

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	なし

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容
8 市町のそれぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて実施する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	種 類	整備内容		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン イノシシ	防護網 電気さく	8 市町のそれぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて実施する。		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 30 年度	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス	① 各地域で実際に被害防止対策にあたる技術指導者を育成するための研修会を開催する。
平成 31 年度		② 8 市町の地域協議会と関係機関とで情報共有を行い、新たな取組の検討を行う
平成 32 年度		③ 矢巾総合射撃場を狩猟免許取得に向けた教習に活用することで、8 市町の有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、育成する。 ④ 8 市町の各地域協議会と連携し、狩猟免許試験の実施について住民へ周知を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

8 市町で定められている鳥獣被害対策実施隊設置要綱及び鳥獣被害防止計画等に基づき対処することとする。
--

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	盛岡広域鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
矢巾町	研修会の開催、関係機関との連絡調整等の協議会の運営、矢巾総合射撃場の財産管理、被害防止対策、被害情報収集
盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、	被害防止対策、被害情報収集

葛巻町、岩手町、紫波町、	
盛岡猟友会、紫波郡猟友会、 八幡平市猟友会、滝沢市猟友会、 雫石町猟友会、岩手町地区猟友会	有害捕獲、捕獲技術向上に係る取組への支援・意見提言
新岩手農業協同組合 岩手中央農業協同組合	鳥獣による農作物被害状況の把握、農家からの意見収集 及び意見提言
盛岡広域振興局	有害捕獲・被害防止対策に係る指導・助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鳥獣保護管理員	指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

8 市町ごとに設置されている鳥獣被害対策実施隊の活動に対し、射撃場の利用促進を図る。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

必要に応じて鳥獣の保護及び管理に関する学術研究機関へ提供するほか、自家消費、処理施設での焼却、捕獲現場での適切な埋設処理を実施する。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したニホンジカ、ツキノワグマの食肉への利活用については、原子力災害対策特別措置法による出荷制限指示が出されているため、現在のところは活用が難しい状況である。今後の出荷制限指示の動向を見ながら、他の事例を参考に利活用を検討する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議し計画の見直しを行い、効果的な被害防止に努める。
